

# 令和4年 第1回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月24日 午後3時00分から午後4時50分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（14名）

会長	7番	船	川	由	孝
会長代理	14番	鈴	木		栄
	1番	矢	島	清	春
	2番	大	澤	年	一
	3番	奥	貫		進
	4番	江	森	正	之
	5番	野	村	美	左緒
	6番	倉	持	昭	夫
	8番	田	中	吉	雄
	9番	熊	谷	隆	夫
	10番	山	中		栄
	11番	増	田	隆	司
	12番	増	田	福	重
	13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

	岡	政	美
	関	俊	男
	梅	友	行
	石		功
	小	昭	三
	小	川	肇

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 雑草対応状況について

報告第3号 太陽光発電施設の設置に係るガイドライン等について

6 その他

- ・幸手市「人・農地プラン」対策検討会委員の推薦について
- ・遊休農地の利用意向調査について
- ・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主査 堀野真一

主任 新井貴美子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。令和4年第1回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方に出席をいただいております。

始まる前にですが、埼玉県におきまして、新型コロナウイルスの関係でまん延防止等重点措置等に基づく要請が出ております。これに基づきまして、本日の総会におきましても、感染対策といたしまして、アクリル板の設置と換気を行っております。また、会議の速やかな進行につきまして、皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

それでは、開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、議事に移ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり、進めることとなっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第12回、11月の議事録を確認します。第12回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第12回の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、14番 鈴木栄委員、1番 矢島清春委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今回は2件でございます。

住宅地図の①のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 下川崎千塚前〇〇外4筆、地目は登記・現況ともに畑、合計面積 1,708㎡、譲受人 行田市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 下川崎〇〇 〇〇〇〇外2名、転用目的 特定建築条件付売買予定地、施設の概要 特定建築条件付売買予定地5区画 道路後退用地。農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、特定建築条件付売買予定地5区画となります。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、特定建築条件付売買予定地とすることが可能ということで許可の見込まれるものとことです。当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

この案件は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんのお三方が所有の畑になります。19日に〇〇さん宅を伺いまして、現地確認もしました。昨年まで陸田として稲作をしておりましたが、本人も高齢になり、息子さんが農業をやらないということで、譲渡することにしたそうです。

同じく〇〇〇〇さん宅にも伺いました。〇〇さんも同様、陸田として稲作をしていましたが、ここは水の管理に手間がかかり、水をくみ上げる発動機の音もうるさく、東側の住宅への影響も気になっており、農作業が難しく、息子さんも譲渡の意向が強いとのことでした。

それから、〇〇〇〇さん宅も伺いました。〇〇さんは自動車販売店を経営していて、農業はかなり前からやっておらず、2反ほどある水田も〇〇さんをお願いしているとのこと、やはり譲渡したいということでした。お三方とも問題なく売買に同意したということでした。

また、譲受人の(株)〇〇の分譲計画も、特に問題はないと考えます。皆様の審議をお願いします。

◆会長

1番の案件について、質問等はございますか。

◆委員

特定建築条件付売買予定地について、説明をお願いします

◆会長

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

転用事業者と土地購入者の間で3か月以内に建築請負契約を結ぶという条件があるので、土地についての転用が認められるものです。

◆委員

3か月以内の売買が成立するという条件付きですね。

◆事務局

そうです、売買が成立しない場合は、転用事業者が自ら建築するものです。

◆委員

ありがとうございました。

◆会長

ほかにございますか。

◆委員

今回申請地の南側が道路後退しますが、西側に〇〇という会社があり、道路境の南側が鋼板の高い塀になっています。そうすると、ここだけ出っ張ったようになりますが、何か対応してあるのですか。

◆会長

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

〇〇の塀については、申請地ではないので特に指導はしていません。

◆委員

この〇〇の鋼板の塀のところだけ道が狭くなっていて、1 mくらい前に出ている感じですか。市として指導することはできるのですか。

◆局長

現状では指導は難しいです。何か開発などがあつたときには可能性はあるのですが。現状のまま、道路後退するように指導することは、難しいと思います。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

1 番の案件について、承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1 番の案件は承認されました。

続いて、2 番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の①のNo. 2 をご覧ください。

番号 2、土地の所在 下川崎亀田〇〇外 8 筆、地目は登記・現況ともに畑及び田、合計面積 1,254.47㎡、譲受人 上尾市〇〇 〇〇(株)(代)〇〇〇〇、譲渡人 下川崎〇〇 〇〇〇〇外 1 名、転用目的 建売住宅 施設の概要 居宅 4 棟 236.16㎡ 道路後退用地。農地区分は、10ha 未満の広がり農地ということで第 2 種となります。所有権移転となります。

申請地は第 2 種農地で、建売住宅 4 棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第 34 条第 1 号の区域であり、住宅の建築が可能ということで許可の見込まれるものとのことでした。当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

1 月 18 日に〇〇会長代理に同行していただきまして、譲渡人の〇〇様と〇〇様を訪問いたしました。

先ほど、番号 1 で〇〇委員からも説明がありましたが、〇〇さんは息子さんが農業はやらないということです。それから、〇〇さんも息子さんが勤めており、また、この場所が非常に狭くて、農業用機械を出し入れするのも不便ということで、処分したいということです。

譲渡人は、2 人とも 80 歳過ぎの方で、息子たちも農業ができないという状況です。そのような時に、〇〇(株)は建売住宅用地を探していたところ、ちょうどいい物件を紹介していただき話が進んだわけです。この土地の南北にも分譲住宅があり、また 1 区画も広く、非常にいい物件とのことでした。

現地において、〇〇(株)の担当者及び代理人の測量会社の担当者も来て、説明を受けました。本件は特に問題ないと思いました。審議をお願いいたします。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

#### ◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを説明します。

今回の案件は全部で17件ございます。議案書は2ページから8ページになります。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権の設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 下吉羽○○外5筆、地目 田、面積 11,357㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり45kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 神扇○○外2筆、地目 田、面積 2,979㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり45kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号3、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 下吉羽○○外1筆、地目 田、面積 3,138㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり45kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号4、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 平野○○、地目 田、面積 1,873㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり45kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号5、利用権設定を受ける者 下吉羽 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 下吉羽○○外8筆、地目 田、面積 13,763㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり45kg、作物 水稻 権利の種類

賃貸借権設定。

番号6、利用権設定を受ける者 神明内 ○○○○、利用権設定をする者 中1丁目 ○○○○、土地の所在 神明内○○外10筆、地目 田及び畑、面積 4,745㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、作物 水稻及び野菜、権利の種類 使用賃貸借権設定。

番号7、利用権設定を受ける者 神明内 ○○○○、利用権設定をする者 東京都 ○○○○、土地の所在 神明内○○外1筆、地目 畑、面積 1,642㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、作物 野菜、権利の種類 使用賃貸借権設定。

番号8、利用権設定を受ける者 久喜市 ○○○○、利用権設定をする者 中川崎 ○○○○、土地の所在 中川崎○○外5筆、地目 田、面積 7,130㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号9、利用権設定を受ける者 戸島 ○○○○、利用権設定をする者 戸島 ○○○○、土地の所在 戸島○○、地目 田、面積 3,391㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり60kg、作物 水稻 権利の種類 賃貸借権設定。

番号10、利用権設定を受ける者 戸島 ○○○○、利用権設定をする者 戸島二丁目 ○○○○、土地の所在 戸島○○外4筆、地目 田、面積 8,057㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり60kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号11、利用権設定を受ける者 戸島 ○○○○、利用権設定をする者 戸島 ○○○○、土地の所在 戸島○○外3筆、地目 田、面積 7,973㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号12、利用権設定を受ける者 戸島 ○○○○、利用権設定をする者 中野 ○○○○、土地の所在 中野○○外12筆、地目 田、面積 10,278㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5年、賃借料 10a当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号13、利用権設定を受ける者 行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、利用権設定をする者 神明内 ○○○○、土地の所在 神明内○○外6筆、地目 田、面積 12,799㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号14、利用権設定を受ける者 行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、利用権設定をする者 神明内 ○○○○、土地の所在 神明内○○、地目 田、面積 665㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号15、利用権設定を受ける者 行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、利用権設定をする者 戸島 ○○○○、土地の所在 平須賀2丁目○○、地目 田、面積 3,598㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号16、利用権設定を受ける者 行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、利用権設定をする者 平須賀2丁目 ○○○○、土地の所在 平須賀○○外7筆、地目 田、面積 11,312㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号17、利用権設定を受ける者 行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、利用権設定をする者 平須賀2丁目 ○○○○外1名、土地の所在 平須賀2丁目○○外1筆、地目 田、面積 8,655㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

ただいま説明していただきました。

まず初めに、1番、3番、5番の3件の案件が吉田地区となりますので、地区の推進委員、○○委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

では、まず1番ですが、○○○○さんと○○○○さんとの利用権の設定です。○○さんは夫が亡くなり、娘2人は嫁いでいて、農業はできません。農機具も無いということで○○さんをお願いしているそうです。賃借料も玄米45kgで妥当と思います。

続いて3番になります。○○○○さんは、親の代から耕作を依頼しており、相続により貸付人となりました。またサラリーマンで、農機具等も無いので、○○さんをお願いしているそうです。こちらも賃借料は玄米45kgで妥当と思います。

続いて5番、○○○○さんですが、この方も夫が亡くなり農業をできなくなったので、○○さんをお願いしているそうです。こちらも賃借料は玄米45kgで妥当と思います。全て新規、10年の利用権設定です。

◆会長

○○委員に説明をしていただきましたが、質問等はございますか。

◆推進委員

○○さんが一生懸命やっただけなので、貸し出す人は大変助かっています。

◆会長



ほかに質問等はございませんか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

2番、4番、9から12番、15から17番の全部で9件の案件が八代地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

私の担当案件は、9件あり全て新規申請となります。

借受人ごとに説明いたします。

まず、借受人が〇〇さんの案件で、2件ありまして、2番の貸付人が〇〇さん、4番の貸付人が〇〇さんになります。どちらも〇〇さんの父親の代から相対で耕作をお願いしてきたそうです。今回正式に手続をすることで話がまとまり、申請に至ったとのことです。

借受人の〇〇さんですが、大型機械を所有し、設備も充実しております。農業従事者は本人だけですが、パートを雇用しているほか、お兄さんも協力してくれているとのことですので、2件とも問題はないと考えます。

次に、借受人が〇〇さんの案件で、こちらのほうは4件あります。9番、10番、11番、12番ですが、4件とも以前から〇〇さんに相対で耕作をお願いしていたそうです。今回正式に手続をすることで話がまとまり、申請に至ったとのことです。

借受人の〇〇さんですが、農業機械は全てそろっております。また、50歳代前半と年齢も若く、認定農業者でもあり、4件とも問題はないと考えます。

最後に、借受人が埼玉県農林公社の案件で3件あります。15番の貸付人の〇〇さんは、一昨年まで自作していましたが、農作業を行っていた夫の具合が悪くなったことで、昨年は相対で耕作をお願いしていて、今年から中間管理機構を通して貸し出すことにしたそうです。

16番の貸付人の〇〇〇〇さんですが、昨年まで自作していましたが、自身の年齢のこと、後継者がいないこと、また、機械の買換え時期がきていることで、中間管理機構を通して今年から貸し出すことにしたそうです。

17番の貸付人の〇〇〇〇さんは、父親の代から親戚に耕作をお願いしてきたそうですが、その方も高齢になったことから、先々のことも考え、今年から中間管理機構を通して貸し出すことにしたそうです。

借受人は埼玉県農林公社であり、3件とも問題はないと考えます。

◆会長

〇〇委員から説明していただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

6番、7番、13番、14番の4件の案件が権現堂地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

6番と7番は借受人が〇〇さんですので、一緒に意見を述べさせていただきます。

借受人の〇〇さんにお話を伺いました。6番の貸付人の〇〇さんは中1丁目に在住です。それと7番の〇〇〇〇さんは東京にお住まいですが、お二人は親戚でありまして、農地は相続で譲り受けたものだそうです。5年の更新ですので、問題はないと考えます。

次に、13番の〇〇さんですが、今までは自分で作付していましたが、体調を崩してしまい耕作できなくなったとのことです。14番の〇〇さんは、13番の〇〇さんに作付をお願いしていたが、先に説明した通り、〇〇さんが耕作できなくなったとのことです。両方とも埼玉県農林公社へお願いするとのことです。

◆会長

〇〇委員に説明していただきましたが、質問等はございますか。

◆委員

6番の案件ですが、どういう野菜を作られているのですか。

◆推進委員

畑ではイチジクを作っているようです。

◆委員

今後の畑の利用の参考にと思いお聞きしました。ありがとうございます。

◆会長

直売所で、人気があるようですよ。

ほかにもございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

8番の案件が幸手地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

調査した内容と意見を述べさせていただきます。

本件は新規の申請です。貸付人、借受人双方から話を伺いました。

貸付人の〇〇さんは、20年ほど前から近所の人に耕作をお願いしてきましたが、その方が数年前に亡くなり、その後は草が出ないように管理をしてきたとのことです。そこに、申請地の近くで稲作をしている借受人の〇〇さんが、田が空いているなら貸してほしいとの話があり、今回お願いすることにしたそうです。

また、借受人の〇〇さんですが、30年ほど前から農地を借りて稲作を行っており、現在、自作地、借入地を合わせて20町歩ほどで稲作を行っているとのこと。農業機械も全てそろっております。農業従事者としては52歳の息子さんが数年前に会社を辞め、専業となり、家族や、忙しいときには親戚に手伝ってもらっているとのこと。以上のことから、今回の案件については問題ないと考えております。

◆会長

〇〇委員に説明していただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用集積計画について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号に移りますが、この案件については私の関係する案件となりますので、一時退席させていただきます。議長については会長代理にお願いしたいと思いますので、皆様よろしくお祈いします。(会長退席)

◆会長代理

それでは、議事を進めさせていただきます。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

今回の案件は全部で5件ございます。

議案書は9ページ、10ページになります。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、権利の設定を受ける者 神扇 (有) 〇〇、土地の所在 神明内〇〇外6筆、地目 田、面積 12,799㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻。

番号2、権利の設定を受ける者 神扇 (有) 〇〇、土地の所在 神明内〇〇、地目 田、面積 665㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻。

番号3、権利の設定を受ける者 神扇 (有) 〇〇、土地の所在 平須賀二丁目〇〇、地目 田、面積 3,598㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10年、賃借料 1

0 a 当たり毎年 J A 埼玉みずほコシヒカリ概算金 30 k g 相当額、作物 水稻。

番号 4、権利の設定を受ける者 神扇 (有) ○○、土地の所在 平須賀○○外 7 筆、地目 田、面積 11,312㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10 年、賃借料 10 a 当たり毎年 J A 埼玉みずほコシヒカリ概算金 30 k g 相当額、作物 水稻。

番号 5、権利の設定を受ける者 神扇 (有) ○○、土地の所在 平須賀二丁目○○外 1 筆、地目 田、面積 8,655㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10 年、賃借料 10 a 当たり毎年 J A 埼玉みずほコシヒカリ概算金 30 k g 相当額、作物 水稻。

以上です。

◆会長代理

それでは、農用地利用配分計画案について質問等がございますか。

◆委員

議案第 2 号に出ていた埼玉県農林公社の借受け分は、全て、(有) ○○が請負うということですね。

◆会長代理

そのとおりです。

◆委員

はい、分かりました。

◆委員

中間管理事業は、前にも説明がありましたが、基本的には受け手とセットでないと、なかなか進まないですよ。今回の件は、受け手が決まっていたのか、それとも地主が中間管理機構にお願いして、そこから受け手を探したのですか。

◆局長

もともと相対でやっていたものと、あとは地主が先に(有) ○○にお願いに行ったものです。正式に手続をすることになり、それなら中間管理機構を通して、貸し借りをとということで、話がまとまったそうです。

◆委員

分かりました。

◆委員

例えば八代の○○さんは年齢的にも若いので、これからも経営拡大していくと思いますが、こういう方が、中間管理機構を通さないでやっているというのは、システムを知らないわけではないと思いますが、その辺は何か理由があるのでしょうか。

◆局長

すみません、そこまでは確認はしてないです。

◆委員

何か〇〇委員さん、聞いていますか。

◆推進委員

〇〇さんは、いろいろ詳しく知っている方です。勉強もしています。中間管理機構を利用しなかったのは、今まで相対だったので、取り急ぎ正式な手続を取るようにしたのだと思います。中間管理機構を通すと時間が掛かりますし、貸付人に説明するのも難しいのかなと思います。

◆会長代理

よろしいですか。それでは、農用地利用配分計画案については、意見なしということ  
でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号については議事を終わります。

議長を会長に戻し、進行をお願いします。(会長復席)

◆会長

会長代理、ありがとうございました。

それでは、次に報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用5条の届出2件報告する。

◆会長

続いて、報告第2号を、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

雑草対応状況について報告いたします。

(各対応票と一覧表を説明)

◆会長

それでは、続いて、報告第3号を事務局、お願いします。

◆事務局

(太陽光発電施設の設置に係るガイドライン等について説明)

◆会長

議事のすべてが終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第の5、その他に移ります。

まず、初めに、「人・農地プラン」の策定検討会委員の推薦につきまして、事務局か

ら説明をお願いします。

◆事務局

皆様の席上に、幸手市「人・農地プラン」策定検討会委員の推薦についての依頼文書を配付させていただいております。

「人・農地プラン」につきましては、検討会委員の意見を伺いながら策定しております。この度、農業振興担当より、農業委員会から、会長、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名を検討会委員に推薦いただきたい旨の依頼がありました。

活動内容につきましては、作成された「人・農地プラン」の妥当性等について審査・検討を行うものとなっております。

どなたかの推薦はございますか。

◆局長

私がという方がいらっしゃいましたら、もし無ければ、事務局案を発表させていただきますが、よろしいでしょうか。

では、発表させていただきます。

◆事務局

8月の総会において、各協議会の委員を推薦させていただきましたが、〇〇会長代理は農協の役員として既に農業振興協議会、地域農業再生協議会の委員となっていましたので、農業委員としては各協議会の委員にはなっていませんので、〇〇会長代理を推薦することを提案します。

農業委員のあと1名と推進委員については、番号順で、〇〇委員と〇〇推進委員を推薦することを提案いたします。

◆局長

2月下旬ごろに、「人・農地プラン」が出来るように、今、策定を進めており、出来上がったものの審査のための会議を1回開催させていただきますので、その会議にご出席をお願いしたいと思います。

◆事務局

それでは、〇〇会長、〇〇会長代理、〇〇委員、〇〇推進委員を推薦することよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

では、〇〇会長、〇〇会長代理、〇〇委員、〇〇推進委員を推薦させていただきます。

◆委員

今「人・農地プラン」がつくられている地域はどちらになりますか、また、これから市として、つくる予定の地域はあるのですか。

◆局長

出来上がっているのが神扇、上吉羽、天神島のくつわ瀬、戸島の浮合の4つです。今年度は神扇と上吉羽のプランの見直し作業を進めているところです。

また市内全域でつくるように、国からも言われています。中心経営体を出さなければいけないので、いろいろな調整が必要かと思えますけれども、市内全域でつくっていきたいという希望は持っています。

◆委員

分かりました。

◆局長

続きまして、遊休農地の利用意向調査について、事務局から説明させていただきます。

◆事務局

(遊休農地の利用意向調査、現状確認について説明)

◆局長

続いて事務連絡となります。

◆事務局

(事務連絡を行う)

◆局長

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後4時50分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年3月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 鈴 木 栄

署名委員 矢 島 清 春